

第1回検討委員会資料

～大津市における観光財源の確保と宿泊税について～

令和8年4月13日(月)

目次

1	本市の現状と課題について	・・・	2
2	安定財源の候補について	・・・	4
3	第4期大津市観光交流基本計画における位置づけ	・・・	8
4	法定外目的税について	・・・	9
5	他自治体における宿泊税の状況	・・・	11

1 本市の現状と課題について

(1) 人口減少が地域経済に与える影響

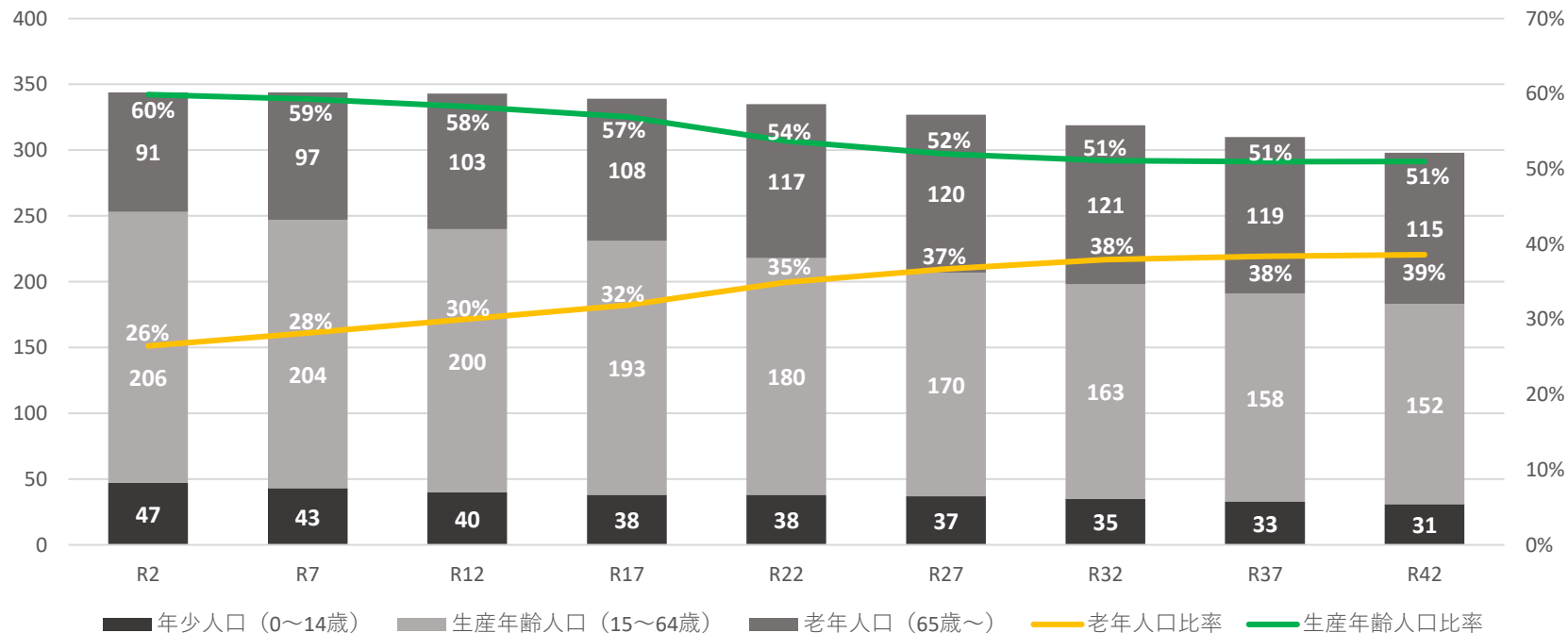
■10年後には年間約55.6億円規模の消費が減少する見込み

- 本市の人口は令和7年：約34.4万人→令和17年：約34.0万人と10年間で約4,000人（約1.2%）の減少が予想されている。
- 日本人1人当たりの年間消費量は約139万円（観光庁「観光政策概要」より）であり、定住人口が1人減ると消費額は139万円の減少。
- 今後10年で消費額に換算すると約55.6億円/年の規模で地域消費が減少する計算となる。

■人口減少と少子高齢化による地域経済力の低下

- 今後、国と同様に人口減少と高齢化が加速し、本市の生産年齢人口比率は令和7年：59%→令和37年：51%に減少する。生産年齢人口の減少によって家計支出等も減少するため、地域経済力の低下が強く懸念される。

【大津市の将来展望人口（千人）】



(2) 本市における財政の将来見通し

■ 安定した観光予算確保の難しさ

- 近年、本市の財政は硬直化しており、令和6年度の経常収支比率(※1)は92.8%に達している。今後、人口減少と高齢化が加速し、社会保障費の増加も見込まれる中で、観光予算を十分確保することが困難な見通し。
- 大津市観光交流基本計画の目指す姿『えらばれる大津 [来訪者] 誇れる大津 [市民]』を実現するためには、他地域と差別化を図るための取組と安定的な観光目的財源を確保していくことが必要。

【観光費と義務的経費(※2)の推移】

(百万円)

年度	観光費	義務的経費※
H27	429	62,695
H28	616	64,668
H29	503	65,694
H30	482	70,377
R1	443	66,439
R2	425	69,801
R3	413	79,209
R4	439	77,506
R5	639	77,859
R6	681	85,839

義務的経費はH27
～R6の10年間で
**231億円増加して
いる。**

増加分は、観光費
(10年平均で約5
億円)の**46倍にあ
たる。**

- 観光費には、以下のような経費が含まれる
(参考) R6年度
 - 観光プロモーション、誘客施策 213,891千円
 - 観光・温泉施設の維持管理、補修 128,833千円
 - 観光案内機能の充実 35,757千円
 - MICE・インバウンド誘致 38,395千円
 - その他(補助金等) 263,939千円
- 観光振興にあたっては、上記観光費とは別に、文化財の保存・活用や公共交通の維持など、来訪者の満足度や利便性の向上、地域の魅力向上につながる取組にも幅広く経費を要している。

※1 経常収支比率とは・・・人件費など経常的に支出する「経常経費充当一般財源」が、税収や普通交付税など経常的な収入である「経常一般財源等」に占める割合をいい、「財政構造の弾力性」の度合いを判断する指標の1つ。経常収支比率が高いと、歳入の大部分が人件費や公債費などの固定的な支出に充てられ、新しい政策や事業へ予算を割くことが困難となる。

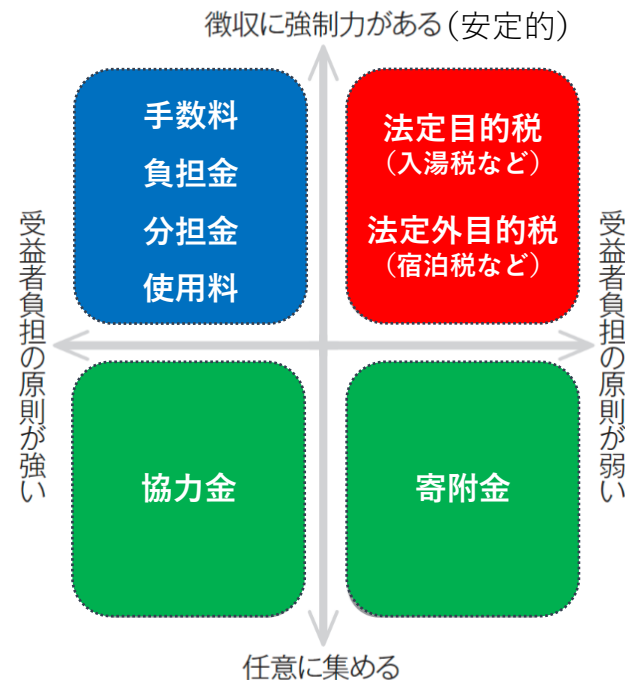
※2 義務的経費とは・・・地方公共団体の歳出のうち、法律や条例で支出が義務付けられている経費。具体的には人件費、扶助費、公債費が該当し、これらの経費は他の経費と比べて削減が難しい固定的な支出。

2 安定財源の候補について

(1) 観光財源として考えられる手法の整理

種類	内容		事例
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料 住民票発行手数料
負担金 分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> 重要文化的景観整備事業 分担金
使用料	行政財産の使用や公の施設の利用の際に徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> 観光施設入場料 温泉使用料
協力金 寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの		<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税 クラウドファンディング
地方税 (目的税)	法定 目的税	地方税法上、地方公共団体が「課するもの」と規定されている税	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税 事業所税 都市計画税 (課することができる)
	法定外 目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊税 乗鞍環境保全税

日本で利用できる観光振興のための財源獲得手法



注：協力金と寄附金に関しては厳密な区別なく使われることが多いが協力金の場合は受益者負担の原則という考え方の用途を明確にする傾向が高いため、図のような整理を行った

手数料・負担金・分担金・使用料に関しては、役務や使用の対価であったりなど、受益者負担の原則が強い。
協力金・寄附金については徴収の強制力が無く、安定性に欠ける。⇒地方税に絞って検討すべき。

(2) 地方税における選択肢の比較

地方税(目的税)の中で、下記のような候補が考えられる。

種類	税目(事例)	内容	
法定 目的税	入湯税	温泉利用時に支払う税。すでに大津市で徴収している。 <u>観光の振興</u> などに要する費用に充てることとされる。	すでに導入しているため、 税率引き上げの検討となる。
	事業所税、 都市計画税など	すでに大津市で徴収し、都市インフラの整備など、観光以外の目的で活用されている。	観光以外の目的が定められて おり、検討できない。
法定外 目的税	宿泊税	宿泊した際に支払う税。 39の自治体で導入済み、16の自治体で導入予定。 (R8.4.1現在 総務省公表資料)	多くの自治体で導入されており、 検討する必要がある。
	宮島訪問税(廿日市市) 環境協力税(沖縄県伊是名村他2村) 富士山保全協力金(山梨県/静岡県)	特定のエリアに進入した際に支払う税。 特定エリアの環境美化や観光客受入に活用されている。 島や山など進入経路が限られ、かつエリア内の居住者との 区別がつけられることが必要になる。	市全域の進入管理は困難。 また特定エリアに絞る場合、受 益者負担の観点から、用途が限 定され、観光振興広汎に活用す ることは難しい。
	乗鞍環境保全税(岐阜県) 歴史と文化の環境税(太宰府市)	特定の駐車場利用者に対してかかる税。 特定エリアの環境美化のために活用されている。 大規模な観光施設と駐車場が共にある場合に成立するが、 受益者が限定される使用料に近い側面がある。	
	その他 遊漁税(富士河口湖町) 別荘等所有税(熱海市)	地域の特性に合わせた新しい税。	本市の特性に合わせた税を 引き続き考える必要があるが、 次頁のとおり、観光か日常生活 利用かの判断が難しいものが多い。

(3) 課税対象となり得る観光行動

下記のとおり、観光行動別に、法定外目的税の課税対象となり得るかを検討する必要がある。

観光行動	課税対象者の把握
交通機関利用 (鉄道/バス/タクシー等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税対象となる行動が行政区域内で完結しないため、賦課が困難 ・ 特に駐車場に関しては、市内の駐車場（公共/民間、有料/無料）の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
駐車場利用	
観光施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「観光施設」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難 ・ 「飲食店」については数が多く、課税客体の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
飲食	
お土産購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「お土産」「体験」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
体験	
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義が明確で、範囲が確定できる。 ・ 他の行動に比べて、日常生活での利用が少ない
温泉入浴	

宿泊・温泉入浴以外については、観光目的と日常生活利用との区別が不明確、または定義することが現実的でないことから、課税の公平性の観点から賦課が困難であり、観光振興のための安定財源としては検討が難しい面がある。

一方で、宿泊と温泉入浴に関しては、定義が明確であり、他の行動に比べて日常生活利用も少なく、観光振興のための安定財源として検討し得る。

(4) 入湯税と宿泊税の比較

入湯税の引き上げと宿泊税導入の比較については、下記のとおりである。

項目	入湯税の引き上げ (イメージ)	宿泊税の導入 (イメージ)
税制	法定目的税 (地方税法)	法定外目的税 (例: ●●市宿泊税条例)
目的	国が定めている: 環境衛生施設、鉱泉源保護管理施設、消防施設の整備あるいは観光の振興	市が定める: (例) 市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進し、持続的な観光振興を図るなど
課税対象者	温泉入浴施設19件の利用者 (現状)	宿泊施設277件(旅館・ホテル90件、簡易宿泊所101件、民泊86件)の宿泊者 (R8.2.28現在)
財源の規模	■現状 税率: 宿泊150円、日帰り50円/人 令和6年度8,478万円の歳入 ⇒財源規模は、観光費約5億円の17%にあたる。	■想定 (イメージ) 例えば、税率200円/泊(他自治体と同水準)の場合、 令和6年度実績1,125千人泊で約2億2,500万円の歳入 ⇒財源規模は、観光費約5億円の45%にあたる。
その他	大津市市税条例の入湯税の税率を改正することで実現が可能。(総務省の同意は不要)	宿泊税の条例を新設し、総務省の同意を得る必要がある。

観光振興のための安定財源として、課税客体が明確であり、課税対象者が出来るだけ広範囲にわたり、かつ観光費に対して一定の財源規模が想定される「宿泊税」が第一候補として考えられる。

3 第4期大津市観光交流基本計画における位置づけ

安定財源の確保の必要性

- ・本市の財政の硬直化、他自治体での「法定外目的税」の導入の動き
- ・本市も他の自治体と同様に、**法定外目的税である「宿泊税」導入の検討が必要**
- ・宿泊税以外の観光の安定財源についても、調査研究を継続

【目指す姿】～えらばれる大津、誇れる大津～

「大津ならではの魅力」が広く認知されており、大津に魅力を感じる来訪者が増え、多くのMICEが開催されるなど、市内での観光消費が増加している。さらに、来訪者に大津の魅力が伝わる様を目にすることで、市民が大津に誇りを感じる状態を目指す。

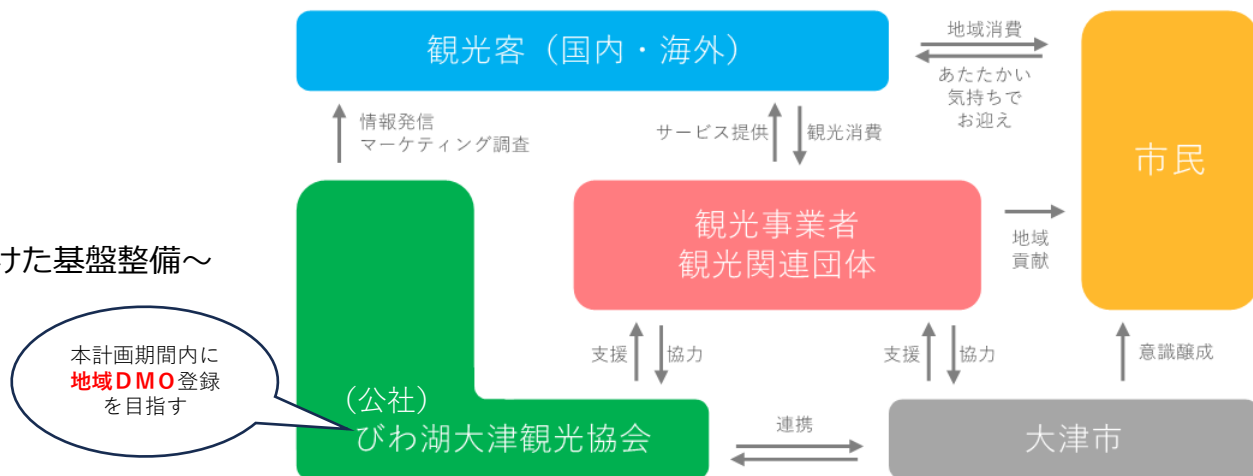
【最終的に実現したい姿】～えらばれ続ける大津、紹介したい大津～

観光やMICE以外の目的でも来訪される方が増え、大津のファンを創出し、「魅力的な目的地」として評価され、選ばれ続けている状態となっている。市民も大津に愛着を持ち、大津の魅力を市外に向けて積極的に発信している。地域経済が活性化し、まちに持続的にぎわいが生まれている。

基本方針

- 1 「つくる」
～観光地としての魅力向上～
- 2 「届ける」
～観光地としての魅力発信～
- 3 「続ける」
～持続可能な観光まちづくりに向けた基盤整備～
- 4 「広げる」
～更なるMICEの誘致～

計画推進体制



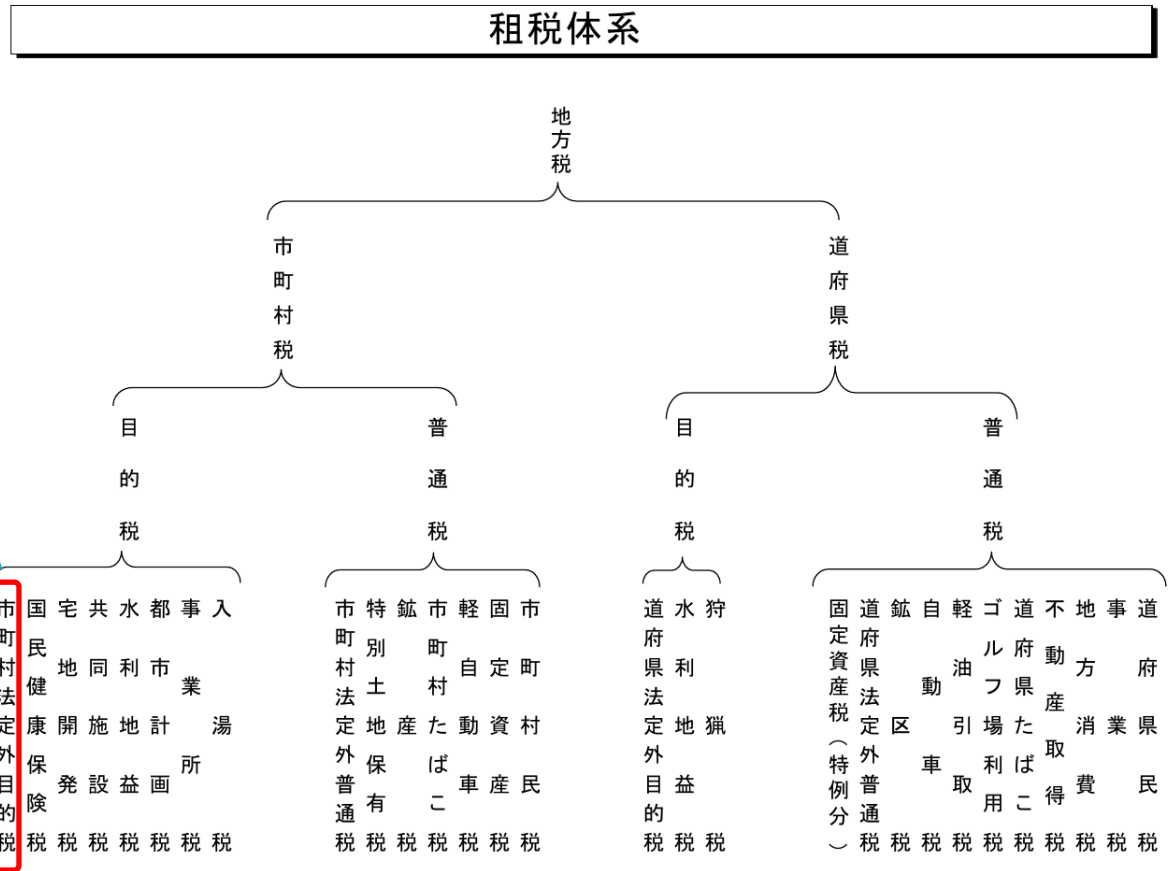
4 法定外目的税について

～地方税の仕組み～

※地方税の仕組み（総務省ホームページから引用）

法定外目的税について

地方自治体が地方税法で定められた税目（法定税）以外に、条例によって新たに設けられる税で、**その税収の用途を特定の目的に限定するもの。**



4 法定外目的税について

～宿泊税の導入（予定）状況～

※総務省公表資料から引用

法定外税の状況

(令和8年4月1日現在)
(令和6年度決算額)
(単位:億円)

令和6年度決算額 935億円 (地方税収額に占める割合 0.20%)

1 法定外普通税 [611億円(24件(*1))]

[都道府県]		
石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	313
核燃料等取扱税	茨城県	13
核燃料物質等取扱税	青森県	240
再生可能エネルギー共生税	宮城県、青森県(*2)	—
計	15件	576

[市区町村]		
別荘等所有税	熱海市	5
歴史と文化の環境税	太宰府市	0.7
使用済核燃料税(*3)	薩摩川内市、伊方町、柏崎市、むつ市	18
狭小住戸集合住宅税	豊島区	3
空港連絡橋利用税	泉佐野市	4
宮島訪問税	廿日市市	4
非居住住宅利活用促進税	京都市(*4)	—
計	9件(*1)	35

2 法定外目的税 [324億円(75件(*1))]

[都道府県]		
産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県	71
宿泊税	北海道、山形県、愛媛県、東京都、大阪府、福岡県、宮城県、北海道、広島県(*2)	}
乗鞍環境保全税	岐阜県	
計	34件	

[市区町村]		
遊漁税	富士河口湖町	}
環境未来税	北九州市	
使用済核燃料税	玄海町	}
環境協力税等(*6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村	
開発事業等緑化負担税	箕面市	0.7
宿泊税	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、二セコ町、常滑市、熱海市、高山市、下呂市、赤井川村、弘前市、松江市、仙台市、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、音更町、清水町、洞爺湖町、新得町、留寿都村、占冠村、湯河原町、岐阜市、鳥羽市	}
	118	
	盛岡市、那須町、長野県、松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村、熊本市、宮崎市、沖縄県、石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町(*7)	(*7)

【実施済み】
6都道府県
33市町村

【今後実施予定】
2県
14市町村

5 他自治体における宿泊税の状況

～中核市における宿泊税の目的～



自治体	概 要
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
函館市	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
旭川市	誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てる
松江市	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てる
松本市	松本市の誇りである大いなる自然、文化、芸術及び学びの魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図り、次世代へ継承する施策に要する費用に充てる
岐阜市	本市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、多様化する来訪者のニーズの変化に対応しながら地域の観光産業を持続的に発展させていくための費用に充てる
宮崎市	観光地としての魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進その他の観光振興施策に要する費用に充てる
盛岡市	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

※各自治体の宿泊税条例から作成

5 他自治体における宿泊税の状況

～宿泊税を導入する場合の主な課税要件等～

課税要件	概要	宿泊税における例
課税客体	課税の対象となる行為・財産等のこと	旅館、ホテル等への宿泊行為
納税義務者	税を納める義務を負う者のこと	宿泊者
課税標準	税額を算定するための基礎となる数量又は金額等のこと	宿泊数又は宿泊料金
徴収方法	課税された税を実際に徴収するための方法のこと	特別徴収
特別徴収義務者	納税義務者から税を徴収し、かつ、納入する者のこと	旅館、ホテル等の宿泊施設
税率	課税標準に対してどの程度の税率を課すかを示す割合又は金額のこと	1人1泊につき300円 宿泊料金の3% など
免税点	一定の基準に満たない場合に課税しないこと	宿泊料金が5,000円未満は免除 など
課税免除	公益上その他の事由により課税しないこと	修学旅行生 など
課税を行う期間	制度の施行後、その効果や影響の検証を行う期間のこと	条例施行後5年を目途に見直し など

5 他自治体における宿泊税の状況

～課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	政令指定都市			中核市		福岡県	政令指定都市		中核市	
	東京都	大阪府	(京都府) 京都市	(石川県) 金沢市	(北海道) 倶知安町		(福岡県) ○福岡市	(福岡県) ○北九州市	(長崎県) 長崎市	(北海道) ○ニセコ町
導入(予定)時期	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R6.11.1
人口(R7.1.1)	14,002,534人	8,771,961人	1,373,887人	443,123人	17,120人	5,086,957人	1,608,140人	913,577人	390,551人	5,551人
面積	2,199.94km ²	1,905.26km ²	827.83km ²	468.81km ²	261.34km ²	4,987.24km ²	343.47km ²	492.30km ²	405.69km ²	197.13km ²
課税客体	旅館、ホテルへの宿泊行為 (見直し後) 簡易宿所と民泊施設を追加	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為
課税標準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
課税期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり(その後は5年)	条例施行後3年を目途に見直し規定あり(その後は5年)	条例施行後3年を目途に見直し規定あり(その後は5年)	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	中核市						政令指定都市			
	(愛知県) 常滑市	(静岡県) 熱海市	(岐阜県) 高山市	(岐阜県) 下呂市	(北海道) ○赤井川村	(青森県) 弘前市	(島根県) 松江市	宮城県	(宮城県) ○仙台市	北海道
導入 (予定) 時期	R7.1.6	R7.4.1	R7.10.1	R7.10.1	R7.11.1	R7.12.1	R7.12.1	R8.1.13	R8.1.13	R8.4.1
人口 (R7.1.1)	58,662人	33,290人	82,486人	28,915人	1,492人	159,488人	194,313人	2,224,980人	1,064,142人	5,044,825人
面積	55.90km ²	61.70km ²	2,177.61km ²	851.21km ²	280.09km ²	524.20km ²	572.96km ²	7,282.34km ²	786.38km ²	83,422.27km ²
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為 ・特区民泊施設へ の宿泊行為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者
課税 期間	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 経過したときは、そ の効力を失う	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	政令指定都市			中核市						
	(北海道) ○札幌市	(北海道) ○函館市	(北海道) ○小樽市	(北海道) ○旭川市	(北海道) ○釧路市	(北海道) ○帯広市	(北海道) ○北見市	(北海道) ○網走市	(北海道) ○富良野市	(北海道) ○占冠村
導入 (予定) 時期	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1
人口 (R7.1.1)	1,955,678人	236,515人	104,432人	316,183人	154,271人	160,810人	110,046人	32,199人	19,624人	1,590人
面積	1,121.26km ²	677.87km ²	243.87km ²	747.66km ²	1,363.26km ²	619.34km ²	1,427.41km ²	470.84km ²	600.71km ²	571.41km ²
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者
課税 期間	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	中核市										
	(北海道) ○音更町	(北海道) ○小清水町	(北海道) ○洞爺湖町	(北海道) ○新得町	(北海道) ○留寿都村	(神奈川県) 湯河原町	(岐阜県) 岐阜市	(三重県) 鳥羽市	広島県	長野県	
導入 (予定) 時期	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.6.1	
人口 (R7.1.1)	42,683人	4,342人	7,906人	5,503人	2,018人	23,183人	399,127人	16,424人	2,728,771人	2,012,399人	
面積	466.02km ²	286.89km ²	180.87km ²	1,063.83km ²	119.84km ²	40.97km ²	203.60km ²	107.34km ²	8,478.16km ²	13,561.57km ²	
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者
課税 期間	条例施行後必要に 応じて見直しを行う こととする規定あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後5年を 目途に見直し規定 あり	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	中核市					政令指定都市	中核市		中核市		沖縄県
	(長野県) ○松本市	(長野県) ○軽井沢町	(長野県) ○阿智村	(長野県) ○白馬村	(長野県) ○野沢温泉村	(熊本県) 熊本市	(宮崎県) 宮崎市	(栃木県) 那須町	(岩手県) 盛岡市		
導入 (予定) 時期	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.7.1	R8.7.1	R8.10.1	R8.10.1	R9.2.1	
人口 (R7.1.1)	234,111人	21,752人	5,941人	9,525人	3,582人	731,331人	394,504人	23,697人	277,423人	1,484,081人	
面積	978.47km ²	156.03km ²	214.43km ²	189.36km ²	57.96km ²	390.44km ²	643.57km ²	372.34km ²	886.47km ²	2,282.11km ²	
課税 客体	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為	・旅館、ホテル、簡 易宿所への宿泊 行為 ・民泊施設(住宅 宿泊事業を営む 施設)への宿泊行 為 ・特区民泊施設へ の宿泊行為	
課税 標準	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊料金	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊数	上記施設における 宿泊料金	
納税 義務者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	上記施設における 宿泊者	
課税 期間	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後2年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後必要に 応じて見直しを行う こととする規定あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり (その後は5年)	条例施行後3年を 目途に見直し規定 あり	

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	(沖縄県) ○石垣市	(沖縄県) ○宮古島市	(沖縄県) ○本部町	(沖縄県) ○恩納村	(沖縄県) ○北谷町
導入 (予定) 時期	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1
人口 (R7.1.1)	49,830人	55,656人	12,899人	11,316人	29,259人
面積	229.15km ²	203.90km ²	54.37km ²	50.81km ²	13.91km ²
課税 客体	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為
課税 標準	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊料金
納税 義務者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
課税 期間	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～税率等・税収見込・課税免除～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	政令指定都市		中核市		政令指定都市		政令指定都市		中核市		政令指定都市	
	東京都	大阪府	(京都府)京都市	(石川県)金沢市	(北海道)俱知安町	福岡県	(福岡県)○福岡市	(福岡県)○北九州市	(長崎県)長崎市	(北海道)○ニセコ町		
導入(予定)時期	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R6.11.1		
人口(R7.1.1)	14,002,534人	8,771,961人	1,373,887人	443,123人	17,120人	5,086,957人	1,608,140人	913,577人	390,551人	5,551人		
面積	2,199.94km ²	1,905.26km ²	827.83km ²	468.81km ²	261.34km ²	4,987.24km ²	343.47km ²	492.30km ²	405.69km ²	197.13km ²		
税率等	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	税率	税率	宿泊料金	税率	税率	宿泊料金	税率	
	1万円未満	免除	5千円未満	免除	6千円未満	200円	5千円未満	免除	税率	一律200円	2万円未満	150円
	1万円以上 1.5万円未満	100円	5千円以上 1.5万円未満	200円	6千円以上 2万円未満	400円	5千円以上 2万円未満	200円	税率	一律150円	2万円以上	450円
	1.5万円以上	200円	1.5万円以上 2万円未満	400円	2万円以上 5万円未満	1,000円	2万円以上	500円	税率	一律150円	1万円未満	100円
	(見直し後)		2万円以上	500円	5万円以上 10万円未満	4,000円	5万円以上 10万円未満	4,000円	税率	一律150円	1万円以上 2万円未満	200円
	税率		10万円以上	1万円	10万円以上	1万円	10万円以上	1万円	税率	一律150円	2万円以上	500円
	1.3万円未満	免除										
	宿泊料金の3%											
税収見込み	69億円 (R7当初予算)	80億円 (平年度見込額)	126億円 (想定税収額)	8.2億円 (R7当初予算)	5.6億円 (R7当初予算)	19.6億円 (R7当初予算)	31億円 (R7当初予算)	4.8億円 (R7当初予算)	3.7億円 (R7当初予算)	0.14億円 (R7当初予算)		
免除	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	なし	なし	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・市長が必要と認める者	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・町長が必要と認める者		

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～税率等・税収見込・課税免除～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	中核市						政令指定都市										
	(愛知県) 常滑市	(静岡県) 熱海市	(岐阜県) 高山市	(岐阜県) 下呂市	(北海道) ○赤井川村	(青森県) 弘前市	(島根県) 松江市	宮城県	(宮城県) ○仙台市	北海道							
導入(予定)時期	R7.1.6	R7.4.1	R7.10.1	R7.10.1	R7.11.1	R7.12.1	R7.12.1	R8.1.13	R8.1.13	R8.4.1							
人口(R7.1.1)	58,662人	33,290人	82,486人	28,915人	1,492人	159,488人	194,313人	2,224,980人	1,064,142人	5,044,825人							
面積	55.90km ²	61.70km ²	2,177.61km ²	851.21km ²	280.09km ²	524.20km ²	572.96km ²	7,282.34km ²	786.38km ²	83,422.27km ²							
税率等	税率	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率				
	一律200円	一律200円	1万円未満	100円	5千円未満	100円	8千円未満	免除	一律200円	5千円未満	免除	6千円未満	免除	2万円未満	100円		
			1万円以上 3万円未満	200円	5千円以上	200円	8千円以上 2万円未満	200円		5千円以上	200円	6千円以上	300円※	6千円以上	200円	2万円以上 5万円未満	200円
			3万円以上	300円			2万円以上	500円				※仙台市は100円			6千円以上	200円	5万円以上
税収見込み	2.0億円 (R7当初予算)	5.7億円 (R7当初予算)	4億円 (平年度)	2億円 (平年度)	0.4億円 (平年度)	1.2億円 (平年度)	3.3億円 (平年度)	12.5億円 (平年度)	10.2億円 (平年度)	3.2億円 (平年度)							
免除	なし	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・公益上その他の事由により規則で定める者(災害避難者等)	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者及び介助者含む)	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・市長が必要と認める者	・修学旅行等の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)							

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～税率等・税収見込・課税免除～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	政令指定都市		中核市		中核市		中核市		中核市		中核市		中核市		中核市		中核市				
	(北海道) ○札幌市		(北海道) ○函館市		(北海道) ○小樽市		(北海道) ○旭川市		(北海道) ○釧路市		(北海道) ○帯広市		(北海道) ○北見市		(北海道) ○網走市		(北海道) ○富良野市		(北海道) ○占冠村		
導入 (予定) 時期	R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		R8.4.1		
人口 (R7.1.1)	1,955,678人		236,515人		104,432人		316,183人		154,271人		160,810人		110,046人		32,199人		19,624人		1,590人		
面積	1,121.26km ²		677.87km ²		243.87km ²		747.66km ²		1,363.26km ²		619.34km ²		1,427.41km ²		470.84km ²		600.71km ²		571.41km ²		
税率等	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	
	5万円未満	200円	2万円未満	100円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	一律200円	
	5万円以上	500円	2万円以上 5万円未満	200円																	
			5万円以上 10万円未満	500円																	
			10万円以上	2,000円																	
税収 見込み	27.3億円 (平年度)		3.9億円 (平年度)		2.2億円 (平年度)		3.8億円 (平年度)		3.0億円 (平年度)		2.5億円 (平年度)		1.4億円 (平年度)		0.7億円 (平年度)		1.5億円 (平年度)		0.7億円 (平年度)		
免除	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)		

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～税率等・税収見込・課税免除～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

中核市

自治体	(北海道) ○音更町	(北海道) ○小清水町	(北海道) ○洞爺湖町	(北海道) ○新得町	(北海道) ○留寿都村	(神奈川県) 湯河原町	(岐阜県) 岐阜市	(三重県) 鳥羽市	広島県	長野県	
導入 (予定) 時期	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.6.1	
人口 (R7.1.1)	42,683人	4,342人	7,906人	5,503人	2,018人	23,183人	399,127人	16,424人	2,728,771人	2,012,399人	
面積	466.02km ²	286.89km ²	180.87km ²	1,063.83km ²	119.84km ²	40.97km ²	203.60km ²	107.34km ²	8,478.16km ²	13,561.57km ²	
税率等	税率 一律200円	税率 一律200円	税率 2万円未満 200円 2万円以上 5万円未満 500円 5万円以上 1,000円	税率 5千円未満 50円 5千円以上 2万円未満 100円 2万円以上 5万円未満 200円 5万円以上 500円	税率 2万円未満 100円 2万円以上 5万円未満 200円 5万円以上 500円	税率 5万円未満 300円 5万円以上 500円	税率 一律200円	税率 一律200円	宿泊料金 6千円未満 6千円以上	税率 免除 200円	税率 6千円未満 6千円以上
税収 見込み	0.9億円 (平年度)	0.01億円 (平年度)	1.5億円 (平年度)	0.14億円 (平年度)	0.67億円 (平年度)	1.9億円 (平年度)	1.4億円 (平年度)	3.3億円 (平年度)	23億円 (平年度)	32.9億円 (平年度)	
免除	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・小学校義務教育以下の児童 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・地震等の災害が発生した場合における被災者	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者及び介助者含む)	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～税率等・税収見込・課税免除～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	中核市				政令指定都市		中核市		中核市				
	(長野県) ○松本市	(長野県) ○軽井沢町	(長野県) ○阿智村	(長野県) ○白馬村	(長野県) ○野沢温泉村	(熊本県) 熊本市	(宮崎県) 宮崎市	(栃木県) 那須町	盛岡市	沖縄県			
導入 (予定) 時期	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.6.1	R8.7.1	R8.7.1	R8.10.1	R8.10.1	R9.2.1			
人口 (R7.1.1)	234,111人	21,752人	5,941人	9,525人	3,582人	731,331人	394,504人	23,697人	277,423人	1,484,081人			
面積	978.47km ²	156.03km ²	214.43km ²	189.36km ²	57.96km ²	390.44km ²	643.57km ²	372.34km ²	886.47km ²	2,282.11km ²			
税率等	税率		税率		税率		税率		税率		税率		
	6千円未満	免除	6千円未満	免除	6千円未満	免除	一律200円	一律200円	1万円未満	100円	一律200円		
	6千円以上	150円	6千円以上	150円	6千円以上	150円	宿泊料金の5%		1万円以上 2万円未満	300円	※県と併せて市町村が 宿泊税を課す場合は、 宿泊料金の0.8% (上限800円)		
	(制度開始3年間は100円)		(制度開始3年間は100円)		(制度開始3年間は100円)				2万円以上 5万円未満	500円			
		1万円以上 10万円未満		2万円以上 5万円未満						3万円以上 5万円未満	800円		
		(制度開始3年間は150円)		(制度開始3年間は300円)						5万円以上 10万円未満	1,500円		
		10万円以上		5万円以上 10万円未満						10万円以上	3,000円		
		(制度開始3年間は600円)		(制度開始3年間は800円)									
				10万円以上									
				(制度開始3年間は1,800円)									
税収 見込み	2.6億円 (平年度)	3.2億円 (平年度)	0.6億円 (平年度)	2.5億円 (平年度)	1.9億円 (平年度)	7億円 (平年度)	5.6億円 (平年度)	3.0億円 (平年度)	2.6億円 (平年度)	57億円 (平年度)			
免除	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	・幼稚園児から大学生までの教育活動又は研究活動 ・保育所等の行事の参加者(引率者含む)	なし	なし	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者含む)	なし	・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む)			

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～税率等・税収見込・課税免除～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	(沖縄県) ○石垣市	(沖縄県) ○宮古島市	(沖縄県) ○本部町	(沖縄県) ○恩納村	(沖縄県) ○北谷町
導入 (予定) 時期	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1	R9.2.1
人口 (R7.1.1)	49,830人	55,656人	12,899人	11,316人	29,259人
面積	229.15km ²	203.90km ²	54.37km ²	50.81km ²	13.91km ²
税率等	税率	税率	税率	税率	税率
	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)	宿泊料金の1.2% (上限1,200円)
税収 見込み	5.2億円 (平年度)	5.0億円 (平年度)	2.7億円 (平年度)	5.5億円 (平年度)	1.9億円 (平年度)
免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者含む) ・部活動等の参加者(引率者含む) ・規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者含む)

※自治体欄の市町村名に○が付いている場合は、都道府県による宿泊税が併せて実施されています

5 他自治体における宿泊税の状況

～先行自治体における特別徴収義務者取扱事務交付金の状況～

特別徴収義務者取扱事務交付金

宿泊税に係る事務負担への考慮や、特別徴収制度の円滑な運営を図ることなどを目的として、特別徴収義務者に交付するもの

自治体名	特別徴収義務者取扱事務交付金	
	交付率	上限
二セコ町	5.0%	なし
京都市	3.0%	なし
福岡県・福岡市・北九州市	2.5%	200万円
東京都	2.5%	100万円
金沢市・長崎市	2.5%	50万円
大阪府・常滑市・熱海市・倶知安町	2.5%	なし

※交付率は基本となる率を記載しており、自治体によっては条件に応じて異なる率が設定されている場合があります。

5 他自治体における宿泊税の状況

～中核市における宿泊税システム整備費等補助金の状況～

宿泊税システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減を図るため、宿泊税の課税開始日までに、既存のレジシステムの改修等に要する経費に対して補助するもの

宿泊税システム整備費等補助金(中核市一覧)

自治体名	宿泊税システム整備費等補助金	
	補助率	上限額
金沢市	-	-
長崎市	1/2	50万円
函館市	1/2	50万円
旭川市		※北海道でもシステム整備費補助の実施有(併用可) 補助率:1/2 限度額:50万円
松江市	1/2	50万円 ※ハード・ソフトウェア購入のみの場合は25万円
松本市	10/10	市長が定める額 ※情報端末及び周辺機器の更新に係る経費の場合は、 補助率:2/3 限度額:30万円
岐阜市	-	-
宮崎市	2/3	50万円
盛岡市	10/10	50万円